

機関番号：14501

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20530038

研究課題名 (和文) ウィーン売買条約加盟がもたらす実務的影響の解明とその対応についての法律学的研究

研究課題名 (英文) The Impacts of the Entry into Force of Vienna Sales Convention on Trade Practices in Japan and the Required Supports from the viewpoint of Legal Science

研究代表者 齋藤 彰 (SAITO AKIRA)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：80205632

研究成果の概要 (和文)： ウィーン売買条約が日本の貿易実務に与える影響を実務家からのフィードバックを得ながら解明し、国際売買を取り巻く契約規範の多層的法源構造を実務との関係で分析し、新たな抵触法のあり方について研究を進展させるとともに、法律専門家教育への展開可能性の展望を得た。また、ウィーン売買条約中の解除制度が取引の経済的効率性の向上に資する可能性を見いだすことにより、契約規範が取引行動を規律する上での新たな役割を検討する試みにも着手した。

研究成果の概要 (英文)： As the results of this research, I acquired a clearer view of the practical impact of CISG on both international trade and legal practices in Japan. The rich feedbacks from the people in various practical areas were fully utilized for this. Also, I advanced the development of practical conflict-of-law theory as to the multilayered structure of contractual rules and its application to the education of legal professionals. The possibilities of enhancing efficiency by the rule of avoidance in CISG, through the control of contractual behaviors, are also explored.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際取引法・ウィーン売買条約

## 1. 研究開始当初の背景

CISG は、1930 年に私法統一国際協会で統一売買法の起草作業が開始されて以来継続されてきた知的作業の創造的成果である。そして現在、それが国際貿易の実務へと浸透することにより、国際取引社会の現実的基盤を

再構築する第 2 の創造期に入った。しかし、その創造的役割は実務に限定されるわけではない。様々な法域に属する法律家達が CISG に関する多彩な著作や論文を公表し、様々な法域における判例が様々なオンラインデータベース等によって広く参照可能となり、実践的な法解釈論も急速に進展してい

る。

これまで国境に閉ざされていた法律家達が、CISG という共通の契約規範について議論を展開することで、超国家的な契約法学が生成されつつあることには目を見張るものがある。日本は CISG の締約国ではないにも関わらず、すでにいくつかの著作（例えば甲斐他編『注釈国際統一売買法 I・II』（法律文化社・2000/2003）：本書 I の前注を齋藤彰が執筆）が公表され、CISG に関する多くの研究集会が催されてきた。最近では 2007 年 10 月には、日本私法学会において CISG と日本の民商法との連携を検討する拡大ワークショップが開催され多数の参加者を得た（コメントを齋藤彰が担当）。国際商取引学会は企業及び法律実務家を対象とした CISG の啓蒙的なセミナーを 2007 年 9 月に大阪で開催し、11 月には東京で開催し、多くの関係者の出席を得た。この成果については、JAC ジャーナルに掲載された（齋藤彰が共同報告者を担当）。

## 2. 研究の目的

本研究は、研究開始後の 2009 年から施行されたウィーン売買条約（以下 CISG と略称する）の加盟が、国際取引実務に与えるインパクトを正確に予測し、そのための具体的な対応策を検討することを主要な目的とし、さらにそうした具体的な認識を基礎として、国際的な私法調和の動向に向き合うための法理論的整備を行うことを副次的な目的として行われた。

CISG は 1980 年に採択されすでに 76 の締約国を有するに至った。その間、日本の国際的な法調和に対する姿勢は積極的であったとは言い難い。しかし少し視点を変えれば、日本が、CISG が発効後約 20 年間を経て実務的に成熟してきたこの時期に、その成果を真摯に学び、その真に優れた部分を効率的に吸収することは、多大な努力を必要とするものの、十分に可能である。特に CISG に対する取組が比較的遅れているアジア諸法域を視野に入れば、日本が CISG の活用に向けた主導的な役割を果たすべき好機として捉えることができる。近時のアジア域内の貿易比率の高まりを考えれば、こうした日本による貢献の必要性は極めて大きい。

しかし日本を拠点とする貿易関係者にとって、CISG が日々の国際売買契約実務にどのようなインパクトを持ちうるかについては、まだほとんど検討されていない。経済社会のグローバル化の結果として、国際売買は一部大企業のみのものでなく、産業界全般に関わるものとなった。つまり CISG の潜在的ユーザーの範囲は飛躍的に拡大している。本研究では CISG の第 2 の創造期に対応すべ

く、実務において CISG を着実に活用する基盤を形成するための研究となることを目指した。

## 3. 研究の方法

このように本研究では、急浮上した日本の CISG への加盟に向けた厳しい時間的制約のなかで、実践的で具体的な成果を追求したものである。短時間の中で機動的に研究を遂行するため、申請者が単独で行う研究として計画された。

### (1) 学際的な研究交流の活用

その実施段階では LAWASIA・国際商取引学会など関連組織の協力によって、学会報告を行うとともに参加した各国の法律家や研究者から情報を得ることで、現在のアジアに於ける CISG の活用状況や、実務へのインパクトについて現状を把握することを試みた。また、これまで個人ベースで研究交流をおこなってきたアジア各地の法律研究者や実務家との連携が活用された。

### (2) ウィーン売買条約の法律実務に対するインパクトの調査

2010 年 3 月に香港で開催されたウィーン売買条約を用いる模擬仲裁大会の折には、国際商事仲裁の実務における CISG の使用の状況や、各地域の大学においてウィーン売買条約の正規教育がどの程度進展しているかについて、国際取引法を専攻する大学院生によるインタビューを実施した。本研究では、当初の計画から、神戸大学法学研究科の院生諸君（留学生を含む）に積極的に関与してもらうことで、質のよい教育研究機会を提供し、アジアにおける次世代の国際取引法研究者の養成を促進することも副次的な目的として位置付けている。また、博士後期課程の大学院生との共同研究も実施できた。

### (3) 研究成果の暫定的な公表と実務界からのさらなるフィードバックの確保

2010 年後半から、国際取引を専門とする法律家の協力を得て、CISG が法実務にどのような影響を与えるかについて、集中して議論を行った。また、その成果を基に大阪弁護士会での講習を提供し、さらに広い層の法律家からのフィードバックを得た。

## 4. 研究成果

本研究では、次の 3 点を明らかにすることが目指された。

- (1) 貿易実務における具体的対応の検討
  - (2) 国際取引における法源構造の複雑化・多層化への対応
  - (3) CISG を基盤とした経済的効率性を高める仕組みとしての契約法理の再構成
- 以下は、その成果の概要である。

### (1) 貿易実務における具体的対応の検討

本研究においては、当初から貿易実務に携わる人達からのフィードバックを得ながら、一定の研究成果を挙げることができた。【後掲雑誌論文⑤⑥】また、その成果を法律実務に携わる日本の法律専門家の方々に還元するための活動を行うことができた。【後掲学会発表④】

当事者間の合意が明確であれば、それは任意法規たる CISG に優先するので、その意味において CISG が直接にこれまでの実務的対応に変更を迫る場面は少なくない。しかし、履行期前の対応を定めた CISG71条-73条に相当する規定はこれまでの契約書式の中にはほとんど見られないものである。したがってこれらの規定は、CISG の中でも特に実務的に大きなインパクトをもつ可能性が高い。

履行期前の場面で、将来予期される契約違反に備えて当事者がどのような法的手段を用いることができるかは、従来の契約法の学説においては活発な議論の対象となってきた。しかし明文の規定を欠くためか、実務的には極めて不安定な状態におかれたままであった。したがって、現実に契約の履行が行われている過程において、事情変更の原則や不安の抗弁権などを積極的に用いることによって、当該契約関係を具体的に調整していくには、大きな障害が存在した。従って、CISG がこうした制度について、具体的で詳細な規定を設定していることは、日本が CISG に加盟したのちには、日本の当事者が関与する国際売買の実務に対して、大きな影響を与える可能性がある。さらに、日本の裁判所でこうした規定が適用されるようになれば、それは圏内の契約法の運用にも、否応なしに影響を与えることが予測される。

こうした制度は、国際売買契約の効率的を高める上で重要である。なぜなら、一方当事者が自ら負う先履行義務を履行してしまった後、相手方の不履行があった場合、たとえ法律上は自分に理があったとしても、すでに引き渡した商品や代金を取り戻すには、多大な費用や労力が必要となる。したがって、国際売買全体を効率的なものとして維持するために、履行期前に当事者が用いることのできる衡平で効果的な救済方法を明確に規定しておくことの意義はきわめて大きい。

こうした将来の不履行に備える規定は、少し視点を変えてみるならば、不履行の後の解除や損害軽減義務の要請によって代替的な取引を行うことと表裏の関係にあるともいえる。相手方の将来の履行が期待できない場合に、あえて先履行義務の履行に着手することは、その後の当事者間における契約関係を調整するためのコストを引き上げてしまうため、その国際売買契約を全体としてみるな

らばより非効率な結果を導いてしまう可能性が高い。

### (2) 国際取引における法源構造の複雑化・多層化への対応

国際売買契約を取り巻く多層的な法源構造の解明と操作可能性を実践的に検討することによって、新しい抵触法の研究を進展させることが目指された。こうした視点からの考察は、とくに法律家が従来の思考様式の中に国際統一私法を正しく位置づけるために欠くことのできない作業である。国際私法理論の応用的な操作が契約法実務の内部においても要求されるようになってきたことを示す。【後掲雑誌論文①②⑤；学会発表③④】

契約的規律の多層的な構造は、当事者が定めた契約内容の内部においても、多層的な構造を有していることが多く、それは援用可能統一規則や準拠法の指定においても、ある程度意識的にコントロールされている。また、これらの規範の層は必ずしも明確な境界を持たない場合も少なくない。

#### 国際売買を規律する規範の多層構造

- ① 契約書（表面）
- ② 契約書（裏面）
- ③ + 援用可能統一規則【インコタームズ（Incoterms）・信用状統一規則等】
- ④ + 国際的な商慣習
- ⑤ + ユニドロワ国際商事契約原則等の検討可能性
- ⑥ + 準拠法（いずれかの国家法の一部としての CISG）

#### 契約書表面と裏面の関係の概要

- ① 主要条項 [特定の履行プラン条項]：当事者間での具体的な交渉と合意とが通常行われる条項
  - 契約当事者の確定
  - 品質・数量・価格・積出・決済
  - 検査・書類・保険・保証など
- ②
  - 履行プラン条項 [補充的・一般的な履行プラン条項]
  - 主要条項の解釈や補充を行うための条項
  - リスク対応条項 [万一に備えるための条項]
  - 契約が予定されたコースから逸れた場合に対応するための条項
  - 遅延損害金・履行遅滞に対する救済・品質不適合に対する救済・当事者間の通知義務など
  - 責任制限・不可抗力免責など
  - 紛争解決（法廷地または仲裁の合意・準拠法の合意など）

紛争解決の場面においても、こうした法源構造の理解は必須のものとなる。そうしたことに精通した法律家を育成するために、模擬

国際商事仲裁のようなシミュレーションによる新たな教育の重要性が急速に増加しており、そうした教育方法を展開する上での理論的な整備が必要とされると同時に、それを運営するための経験的なノウ・ハウやスキルが求められるようになってきている。【後掲雑誌論文①②③④学会発表②】

(3) CISG を基盤とした経済的効率性を高める仕組みとしての契約法理の再構成

今回の研究において十分に明らかにすることはできなかった。しかし、そうした問題意識の重要性は広く認められつつある。特にCISGにおいて「重大な契約違反」による「解除」という制度は、経済社会の現実を反映した柔軟なものとして展開されつつある。

本当に契約目的が達成できないような商品を引き渡された買主は、すぐに解除して代品購入を行うことが契約全体の目的の実現という点で効率的である場合も少なくない。解除に対する批判は、マーケットの下落時に、買主によって物品の不適合がオポチュニスティックに主張されることが極めて多いという現象にかなり左右されているように見える。こうした機会主義的な解除は、国際売買において大きな問題であり、それによって誠実な売主が損害を被ることは少なくない。

しかしそうだとすると、解除に反発を示す議論は、さまざまな異質な問題を混同して議論している可能性が強い。第1に、こうした考え方は、大陸法における「合意は遵守されるべし」という基本的な法理の影響を受けていることは確かであろうが、国際売買の現実に対してややナイーブに過ぎる面があるようにも思われる。第2に、解除に対する非難は、売主がまだ引渡しをしていない場合(履行遅滞にとどまっている場合)には当てはまらず、買主が解除して代替品を購入する方が、双方当事者にとって負担の軽い効率的な処理となる場合が少なくない。そして第3に、物品の品質に本当に重大な契約違反があった場合には、買主は契約目的をもちや達成できないのだから「解除が最後の手段としての救済」だからといって躊躇する余地なく、早急に解除して代替品を市場で購入すべきであろう。それが迅速であればあるほど、両当事者が被る不利益は小さくて済む。しかし以上のように理解が異なる場面において、一律にマーケットクレームを減らすために解除の行使を抑制すべきだと主張するとすれば、この議論は緻密さを欠くことになる。こうした議論は、一部の誠実でない買主を戒めるために、解除という有効な制度が本来の役割を発揮できる場面において、その円滑な使用を妨げてしまう恐れがある。

しかし他方で、商品が短期間で価値を失うような物の場合には、それが契約に適合した

品質を有しない場合においても、引渡を受けた買主の側においてそれを容易に売却できる範囲に止まるのであれば、重大な契約違反による解除を抑制し、買主に売却させた上で損害に関しては金銭賠償によって処理することを促進する判例の動向が見られる。こうした実務感覚も、特に大陸法的な大陸法の「合意は遵守されるべし」の法理からすれば、以上とは逆の意味において、容易に理解しがたい点があるろう。

国際売買のような企業間の取引において契約法が通常実現しようとするのは金銭的な利益である。こうした場面において契約の拘束力を貫徹させることが、金銭による賠償と比較して契約当事者に大きなメリットとなる場面は思ったよりも少ない。むしろ、契約制度全体の経済的交換の効率性を高めるルールが取引社会にとって望ましい。そして市場が存在する場合にはそれを十分に活用することにより、「事後の非効率」に陥った当事者による債務不履行に対して、寛大な立場を実現する損害軽減義務が有する経済的合理性について、徹底した再検討が望まれる。

契約当事者間の協力関係を推進して、商品ができる限り無駄にすることのないようにするという経済的効率性の視点からは、是認できる面がある。実務で生じつつあるこうした新しい動向に着目しながら、将来の契約法のあり方を考える必要性自体は確認された。

【後掲雑誌論文⑤学会発表①】

以上のように、この3年間の研究活動を通じて、本研究の所期の目的は概ね達成されたと自己評価する。また本研究の副次的な成果として、模擬国際商事仲裁などのシミュレーション教育の重要性やそれを実践する上での経験知をある程度獲得することができた。また、経済学などの社会科学の隣接諸領域との協働や、実務家との連携による研究の展開方法について、さまざまなヒントが得られた。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

- ① 齋藤 彰、ウィーン売買契約と法律専門家教育(1)、民商法雑誌、査読有、138巻2号、2008、129-159
- ② 齋藤 彰、ウィーン売買契約と法律専門家教育(2)、民商法雑誌、査読有、138巻3号、2008、281-299
- ③ 齋藤 彰、香港での国際模擬商事仲裁参加の勧め(上)、JCAジャーナル、58巻8号、査読無、2009、30-41
- ④ 香港での国際模擬商事仲裁参加の勧め(下)、JCAジャーナル、58巻9号、査

読無、2009、30-41

- ⑤ 齋藤 彰、ウィーン売買条約と日本：日本の法律家が国際統一私法と正しく向き合うために、国際商取引学会年報、査読有、12号、2010、212-230
- ⑥ 齋藤 彰、佐藤育己、国際的な私法統一条約をめぐる幻想と現実：ケープタウン条約航空機議定書とウィーン売買条約の起草過程を素材として、国際商取引学会年報、査読有、12号、2010、1-48

〔学会発表〕(計4件)

- ① 齋藤 彰、「ウィーン売買条約と各国法：契約実務と国際的法調和に関する考察」、国際商取引学会西部部会、2009年3月7日、神戸大学
- ② Akira SAITO, 'Bringing Up Asian Lawyers in the Next Generation: The Impact of International Moot Arbitration on Asian Civil Law Jurisdictions', LAWASIA 22nd Conference, November 10, 2009, Rex Hotel in Ho Chi Minh City, Vietnam
- ③ 齋藤 彰、佐藤育己、「国際的な私法統一条約における幻想と現実」国際商取引学会全国大会、2009年11月7日、明治学院大学
- ④ 齋藤 彰、佐野隆太郎、大阪弁護士会研究義務化対象講座「貿易実務・ウィーン売買条約」、2010年11月8日、大阪弁護士会館・

〔図書〕(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

なし。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

齋藤 彰 (SAITO AKIRA)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：80205632

### (2) 研究分担者

### (3) 連携研究者